

我が国のテロ対策の現状と課題
見えない、予測不可能なテロにいかに関わり向かうか

2013.9.25（水）[山下 輝男](#)

1 はじめに

あの戦慄的な、歴史上初めての化学兵器による地下鉄サリン事件から 18 年、一瞬我が目を疑った、ハイジャックされた旅客機による世界貿易センタービル等に対する米国同時多発テロからまもなく 12 年である。

また、サイバーテロの脅威は現実のものになりつつあり、100 年以上の歴史あるボストンマラソンの爆弾テロ事件やアルジェリア人質拘束殺害事件も記憶に新しく、世界はテロの脅威に晒されていると言ってよい。

本稿では我が国のテロ対策を概観し、その課題と解決方向を提示したい。

2 テロの概念

(1) テロの定義

警察庁組織令、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律、公安調査庁の要覧および自衛隊法などに、定義とおぼしきものが示されている。

自衛隊法第 81 条の 2 第 1 項に示されている定義は次のとおりである。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、または重要な施設その他の物を破壊する行為」

上述の法律などに共通する要素は、

- 政治上の目的達成のため
- 不安や恐怖を抱かせる
- 殺傷や破壊等の暴力行為である。

(2) 特性など

いわゆる一般の犯罪行為と異なる点は、特定国家などの積極あるいは消極的な関与がある。9.11 以降、「テロとの戦い」という考え方も定着している。

伝統的なテロは、要人を標的とすることが多かったが、現在では無差別テロが主流となっている。また、政治性がますます強くなった。

また、テロの手段も、以前は銃や刃物が主体であったが、現在は航空機や列車、爆弾しかも自爆テロもあり、テロ手段の予測不可能性が増大し、テロ手段に関する知見も容易に入手できるようになった。

さらには、ホーム・グロウンテロリストやローン・ウルフと呼ばれるテロリストも出現し、誰がテロリストかますます不明瞭になりつつある。グローバル化の負の側面が表れている。

日本人は、テロリストは“外から入って来る”ものと漠然と思っているが、そうとは言

い切れない状況になりつつあるのかもしれない。

なお、テロについては、国際的に定義化の動きはあるものの、各国の利害や認識の差異もあり、テロリズムを表現する適宜な用語は存在していないとされている。

3 国内外のテロ事件など

(1) 日本

テロ事件の主要なものは、VG の通りであり、地下鉄サリン事件、最近のサイバー攻撃

テロおよびアルジェリア人質拘束事件の概要はそれぞれの VG の通りである。

日本のテロ事件等



- ①宗教原理主義者(カルト)
オウム真理教事件(1989～1995)
(オウム3大事件: 坂本弁護士一家殺害、松本サリン、地下鉄サリン事件)
- ②民族主義者(主として戦前)
- ③左翼過激派(1970～2001)
あさま山荘事件、ハイジャック事件、火炎瓶・迫撃弾・パイプ弾等)
- ④右翼過激派(戦前～2008)
- ⑤日本人拉致事件
- ⑥その他

[ギャラリーページへ](#)

地下鉄サリン事件



- ・ オウム真理教による史上初の神経ガスサリンを使用したテロ事件
- ・ 1995(H7)3月20日AM8時頃
- ・ 地下鉄丸の内・日比谷・千代田線の5車両
- ・ 13人死亡、約6,300人負傷
- ・ 救急隊員135名、警察官多数が二次被害
- ・ 自衛隊の化学部隊等が出動



[ギャラリーページへ](#)

サイバー攻撃・テロ等



- ①2010/7: イラン核関連施設「stuxnet」攻撃
- ②2011/4: ソニー、個人情報大量流出
- ③2011/7,8: 衆・参議員のID,PW流出
- ④2012/8: 三菱重工への攻撃(標的型攻撃)
- ⑤2011/9: 人事院等への攻撃(DDoS攻撃)
- ⑥2012/1: WEBサイトの改竄事件
- ⑦2013/5: ヤフー日本法人ハッキング被害
- ⑧2013/8: サイバー攻撃やり取り型急増(日経電子版)

標的型攻撃メールとは
情報窃取を目的として特定の組織に送られるウィルスメール

[ギャラリーページへ](#)

アルジェリア人質拘束事件



- ①アルジェリアイナメナス天然ガス精製プラント
(BP等の合併企業、日揮)
- ②2013/1/16日～19日
- ③アルカイダ系イスラム聖戦士血盟団
- ④日本人10人を含む37人が死亡
- ⑤アルジェ軍が警備・応戦、軍が包囲・攻撃し、
制圧して作戦終了
- ⑤アルジェ政府に対する要請
警視庁:国際テロリズム緊急展開班の派遣
アフリカ配置防衛駐在官2名のみ(情報収集に難)
邦人保護や在外邦人の輸送の在り方
官民連携等

[ギャラリーページへ](#)

(2) 外国における主要テロ事件など

9.11以降の主要なテロ事件をリストアップは次のVG(上)に示すとおりであり、それらを総括したものが下のVGである。

外国における主要テロ事件等



- ①9.11米国同時多発テロ & 炭疽菌事件
- ②2002/10: バリ島爆弾テロ
- ③2003: 日本外交官2名襲撃死亡
- ④2004/5: スペイン同時多発列車爆破事件
- ⑤2005/7: ロンドン地下鉄爆破テロ
- ⑥2006/7: インドムンバイ同時列車爆破
- ⑦2007/12: プット元首相銃撃・爆破
- ⑧2009/12: 米旅客機テロ未遂
- ⑨2010/5: タイムズスクエア爆弾テロ未遂事件
- ⑨2013/4: ボストンマラソン爆発事件

[ギャラリーページへ](#)

外国におけるテロ事件総括



- ①9.11以降テロとの戦い鮮明に
- ②テロ手段の多様性、予測困難性
 - テロの30%強が爆発物使用事件
 - アルカイダ系の脅威が深刻
- ③国連安保理の対応
 - ・管轄権の設定
 - ・委員会の設置(アルカイダ・タリバン制裁委員会、反テロリズム委員会等)
- ④サイバー戦争の様相顕著
- ⑤未生起である重大な「核&生物兵器テロ」

[ギャラリーページへ](#)

4 我が国のテロ対策

(1) 国際的枠組みとそれに応ずる国内的措置

9.11 米同時多発テロ以前においては、「ハイジャック防止法」「破壊活動防止法」「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」などがそれぞれ制定されてきた。

9.11 以降の国際的なテロ対策の必要性の高まりを受け、テロ防止関連 12 条約や核テロ防止条約あるいはテロ対策に関する国際的な合意に基づき、各種の法整備を行ってきた。

テロ防止関連 12 条約は次の VG に示すとおりである。

テロ防止関連12条約とは



- ①航空機内の犯罪防止条約(東京条約)
- ②航空機不法奪取防止条約(ヘーグ条約)
- ③民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約)
- ④国家代表等犯罪防止条約
- ⑤人質行為防止条約
- ⑥核物質防護条約
- ⑦空港不法行為防止議定書
- ⑧海洋航行不法行為防止条約
- ⑨大陸棚プラットフォーム不法行為防止条約
- ⑩プラスチック爆薬探知条約
- ⑪爆弾テロ防止条約
- ⑫テロ資金供与防止条約

[ギャラリーページへ](#)

(2) 我が国の対応

地下鉄サリン事件や9.11米同時多発テロを受け、政府の初動措置等に関する態勢の強化が図られ、それは逐次にバージョンアップされている。

「大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処について」には、

- 事態の正確な把握は内閣情報調査室を通じ
 - 内閣に総理を長とする対策本部を設置し
 - 事態切迫時には治安出動の発出に係る準備の推進を行い
 - 迅速な閣議手続きを実施する
- と定めている。

政府は、危機管理体制の構築にも着手し、内閣官房に「危機管理監」を設置すると共に、内閣官房の組織改編を行った。また、各省庁や行政機関等に危機管理担当官を配置して危機管理能力の向上を図ってきた。

さらに、平成16年12月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「テロの未然防止に関する行動計画」を策定した。

その計画には、「今までに講じてきた未然防止対策」を記しているほか、「今後速やかに講ずべき未然防止対策」6項目および「今後検討すべき未然防止対策」が決定された。その概要は次のVGの通りである。

行動計画



- 1 「テロの未然防止に関する行動計画」
(平成16年12月10日)
- 2 今後速やかに講ずべき未然防止対策
 - ①テロリストを入国させないための対策
 - ②テロリストを自由に活動させないための対策
 - ③テロに使用される恐れのある物質の管理体制
 - ④テロ資金を封じるための対策
 - ⑤重要施設の安全を高めるための対策
 - ⑥テロリストに関する情報収集能力の強化等

[ギャラリーページへ](#)

行動計画(2)



- 3 今後検討を継続すべきテロの未然防止対策
 - ・基本方針等に関する法制
 - ・テロリスト・団体の指定制度
 - ・資産凍結の強化
- 4 今まで講じてきた未然防止対策
 - ①出入国管理等の強化
 - ②テロ関連情報の収集・分析の強化
 - ③ハイジャック等の防止対策の強化
 - ④NBCテロ等への対処の強化
 - ⑤国内重要施設の警戒警備の強化等
 - ⑥テロ資金対策の強化

[ギャラリーページへ](#)

平成20年には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008―「世界一安全な国、

日本」の復活を目指してー」を犯罪対策閣僚会議において策定し、その第6項において「テロの脅威等への対処」を特記している。

本行動計画は、本年12月を目途に最新化が図られるようになっており、その指針は次のVGの通りである。

犯罪に強い社会実現行動計画



- 1 H25/5/28 基本方針 関係閣僚会議決定
- 2 12月を目途に新たな行動計画策定
- 3 目標「世界一安全・安心な国、日本の創造」
(以下テロ関連事項のみ)
 - ①世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
 - ②犯罪やテロに強い社会の構築
 - ③治安基盤の強化
- 4 重点取組分野
サイバー、カウンター・インテリジェンス、
不法滞在対策等

[ギャラリーページへ](#)

(3) 主なテロの未然防止対策の現状

内閣官房がさる5月28日に発表した「主なテロ防止対策の現状」の概要は以下のVGに示す通りである。

主なテロの未然防止対策の現状



○H25/5/27 内閣官房

1 出入国管理等の強化

- ①審査の強化②個人識別情報活用入国審査
- ③乗員・乗客情報の事前報告義務化
- ④テロリスト入国規制⑤航空会社等の旅券の確認義務化 ⑥海上監視強化⑦通関検査体制等の強化 ⑦バイオメトリクス活用IC旅券等々14項目について実施事項を記載

[ギャラリーページへ](#)

主なテロの未然防止対策の現状(2)



2 テロ関連情報の収集・分析の強化(論点)

- ①関係機関の情報収集体制及び外国機関との連携 ②関連情報の集約及び総合的分析・評価・共有体制:内閣情報分析官

3 ハイジャック等の防止対策の強化(略)

4 NBCテロ等への対処強化(論点)

- ①核物質等の管理体制強化
- ②不審郵便の警戒、水道施設の警備等強化
- ③その他法制整備等7項目

[ギャラリーページへ](#)

主なテロの未然防止対策の現状(3)

5 国内重要施設の警戒警備の強化等(論点)

- ①原発等の警戒警備強化
- ②鉄道、旅客船等、多数集合施設等 等々

6 テロ資金対策の強化(略)

7 テロ対策に資する科学技術の振興 探知技術等

8 テロ対策に関する国際社会との連携(略)

9 サイバーテロ対策(論点)

- ①対処態勢、情報収集・共有 構築・強化
- ②重要インフラ事業者等との連携等

[ギャラリーページへ](#)

上記の VG に示す 2、4、5 および 9 項については、次項においてさらに検討してみる。

5 テロ対策に係る主要事項の現状など

(1) テロと国民保護法

平成 16 年、有事法制整備の一環である武力攻撃事態対処関連法制の 1 つとして、いわゆる「国民保護法」が成立した。

国民保護法は武力攻撃事態等における措置事項について定めたものであるが、武力攻撃よりも発生の蓋然性が高い武力攻撃に準じたテロなどの事態についても国民保護のための措置を行うことが必要とされ、緊急対処事態として所要の規定が設けられた。

テロ対策としての国民保護法を簡単に見てみたい。

緊急対処事態の定義・想定する事態や自衛隊の治安出動との関係および緊急対処保護措置は次の VG の通りである。

テロと国民保護法



- 1 平成16年6月
- 2 武力攻撃事態等や緊急対処事態
国民の生命、身体及び財産を保護し、
国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、
国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻
撃災害への対処等の措置を規定

緊急対処事態＝武力攻撃の手段に準ずる手段を用
いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当
該行為が発生する明白な危険が切迫していると認め
られるに至った事態＝テロ

[ギャラリーページへ](#)

緊急対処事態と治安出動



- 治安出動: 間接侵略その他の緊急事態 警察
力で治安維持困難→総理が出動下命
- 緊急対処事態: 甚大な被害が生じる緊急事態に
避難等の措置を講ずるために認定
∴両者の認定は夫々の措置の必要性から個別
に認定される

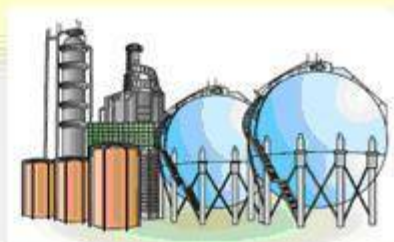
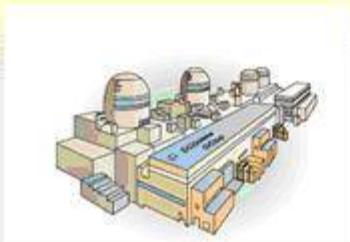
大規模テロ→緊急対処保護措置→攻撃主体鎮圧
警察力困難→治安出動

[ギャラリーページへ](#)

緊急処理事態:想定する事態(1)



- 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・原発の破壊、
 - ・石油コンビナート・都市ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船などへの攻撃



[ギャラリーページへ](#)

緊急処理事態:想定する事態(2)



- 2 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - ・新幹線等の爆破



[ギャラリーページへ](#)

緊急対処事態:想定する事態(3)



3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾(ダーティボム)
- ・生物剤の大量散布
- ・化学剤の大量散布



[ギャラリーページへ](#)

緊急対処事態:想定する事態(4)



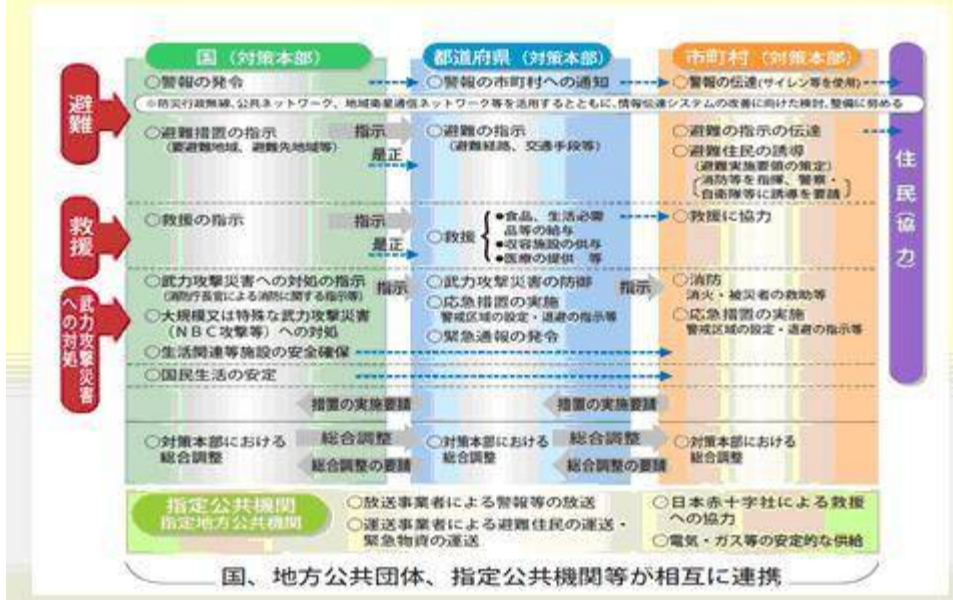
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

- ・航空機などによる自爆テロ



[ギャラリーページへ](#)

緊急対処保護措置



ギャラリーページへ

(2) 核セキュリティ

9.11以降、核テロからの防護を表す用語として、「核セキュリティ」という用語が使用され始めた。考えられる脅威の態様など、福島原発事故で露呈した原発の脆弱性および原発テロ対策の現状はVGの通りである。

核セキュリティ(1)



核セキュリティ

- 1 9.11後に使用され始めた
- 2 脅威: ①核兵器の盗取、②核物質盗取し核爆
発装置製造、③放射性物質飛散爆弾製造
④原発や核物質の輸送等の妨害破壊
- 3 核テロ防止条約採択(2005年国連総会)
- 4 安保理決議＊ 厳格な輸出管理制度
- 5 サミット等
- 6 日本も

[ギャラリーページへ](#)

核セキュリティ(2)



福島第一原発事故で露呈した脆弱性

- ①原発テロの有効性の実証
- ②原発の弱点や脆弱性の露呈
制御系 電源等
- ③機微情報の漏洩
原発に関わる安全確保上の重要な情報
⇔報道の自由や知る権利
- ④内部脅威対策
所在不明の作業員1,300人
信頼性確認制度

[ギャラリーページへ](#)

核セキュリティ(3)



原発テロ対策の現状

- ①警察・海保による陸・海からの24時間監視
(警察:警察官の常駐(詰所)(規模不明)
機動隊に銃器対策部隊、H24警察官増員、
特殊警備対策官新設等)
- ②事業者による防護措置
- ③関係省庁:テロの未然防止対策
- ④NBC関連物質の管理体制の強化
- ⑤内部脅威対策の強化:ツーマンルール等

[ギャラリーページへ](#)

(3) NBCR 対策

核セキュリティに係る事項を除く NBCR 対策は VG のとおりである。

NBCR対策



- 1 NBCR関連物質の管理体制強化
(病原微生物等、化学剤等、核物質)
天然痘テロ対策(情報、ワクチン、監視等)
- 2 不審郵便警戒、
- 3 水道施設の警備等
水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設
の警備の強化、防護対策の確立、バイオアッセイ
等による水質管理、来訪者、施設出入業者の管理
の徹底
- 3 国内法制、輸(出)入管理、登録制度、爆発物
原料管理等

[ギャラリーページへ](#)

現実に地下鉄サリン事件が起き、イラクやシリアでは化学兵器が使用された強い疑いが

持たれており、国際社会の懸念が高まっている。

一方、生物兵器も化学兵器同様にあるいはそれ以上に厄介なテロ手段である。撲滅宣言がされた天然痘についても注意が必要だし、水道施設にも十分に注意しなければならない。感染症はテロかもしれない、それ位の注意が必要かもしれない。

ちなみに、VGにあるバイオアッセイ（Bioassay）とは、生物材料を用いて生物学的な応答を分析するための方法のことである。

(4) サイバーテロ

3 (1) 項 日本におけるテロ事件で示したが、日本に対するサイバー攻撃が頻発している。DDos 攻撃から最近では標的型サイバー攻撃に進化（？）し、対策ソフトも機能しないとも言われている。

イラン核施設攻撃に使用された Stuxnet の目的は、イランの核施設における遠心分離機を破壊することであり、そのため、遠心分離機の回転速度に関わる制御システムに特定のコマンドを出したと言われている。

我が国内の重要インフラの制御系にイラン核施設攻撃と同様の攻撃が行われないという保証はない。対策などの現状は VG の通りである。

サイバー攻撃・テロ



1 標的型サイバー攻撃

対策ソフト機能せず(日経電子版25/8/22)

2 政府の対処態勢、情報収集・共有体制

内閣官房に「情報セキュリティセンター(NISC)」

3 リアルタイム検知ネットワークシステムの24時間運用等

4 重要インフラ10分野:情報通信、金融、航空、鉄道、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流

5 県警:サイバー攻撃特別捜査隊(サイバーフォース)、サイバー攻撃対策官&分析センター

6 重要インフラ事業者等との連携強化

[ギャラリーページへ](#)

サイバーセキュリティ



1 経緯

情報セキュリティ基本計画(I, II)



情報セキュリティ戦略(2010/5)



サイバーセキュリティ戦略

2 情報セキュリティ戦略

○統一基準群の策定

○政府横断的な情報収集・分析システム(GSOC)の運用

- ・リアルタイム監視、警告・助言、不正プログラムの分析・各種脅威情報の収集
- ・情報セキュリティ緊急支援チーム(GYMAT)

[ギャラリーページへ](#)

サイバーセキュリティ戦略の概要



1 策定2013/6 対象期間 ～2015年

2 リスクの深刻化、甚大化、拡散、グローバル化

3 基本的考え

①サイバーセキュリティ立国を目指す

②・情報の自由な流通の確保

- ・深刻化するリスクへの新たな対応→多層的な取組
- ・リスクベースによる対応の強化
- ・社会的責務を踏まえた行動と共助

③国、重要インフラ事業者、企業・教育機関等の役割や方向性を明示

[ギャラリーページへ](#)

サイバーセキュリティ戦略の概要(2)



④取組分野

・強靱なサイバー空間の構築

政府横断的な対策強化、GSOCの抜本的強化

サイバー空間犯罪対策強化

武力攻撃一環のサイバー攻撃対処

：サイバー防衛隊(仮称)

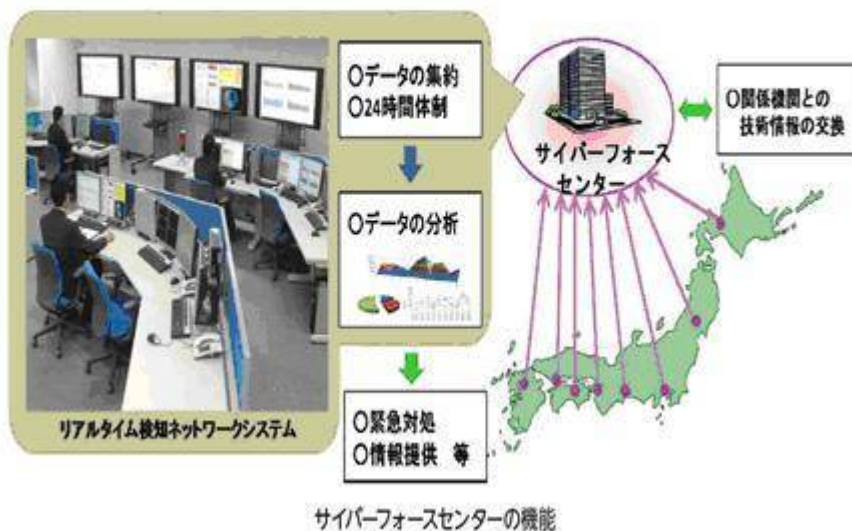
・活力ある、世界を率先するサイバー空間構築

⑤・NISCの「サイバーセキュリティセンター」への改組

- ・日本版NCFTA(サイバー犯罪対策のための産官学連合)の創設等

[ギャラリーページへ](#)

サイバーフォースセンター



[ギャラリーページへ](#)

(5) 大量輸送機関などのテロ対策

ハイジャックされた航空機による貿易センタービル爆破、スペインにおける同時多発列

車爆破事件、さらにはボストンマラソン爆破事件など大量輸送機関、多数集合施設やイベントに対する無差別テロが起きており、これが対策も喫緊の課題であると認識され、VGに示すような対策が採られている。

大量輸送機関等のテロ対策(1)



1 鉄道

- ・駅構内・列車内の警備強化
(監視カメラ、巡回警備等自主警備)
- ・見せる警備・利用者の参加
- ・危機管理レベルの設定(ⅠⅡⅢ)と運用

2 旅客船等

- ・海上保安官警乗、ターミナル警戒等

[ギャラリーページへ](#)

大量輸送機関等のテロ対策(2)



3 多数集合施設等

- (ボストンマラソンのようなイベント含む)
- ・自主警備、情勢に応ずる警備強化

4 ハイジャック等の防止

- ・空港の警戒警備強化
- ・航空保安検査強化
- ・機内における保安強化(強化型操縦室扉、スカイマーシャル制度)
- ・航空貨物保安強化

[ギャラリーページへ](#)

(6) 在外邦人保護

近年、邦人がテロや事件に巻き込まれる事件が多発している。金銭目的の拉致事件もさることながら、テロの被害に遭うことも多い。

アルジェリアの人質拘束事件で邦人 10 人が犠牲になったことは改めて在外邦人保護の重要性を思い知らされた。アルジェリア人質事件を踏まえた有識者懇談会の報告書が本年 4 月末に発出された。

在外邦人保護



- 1 在外邦人がテロに巻き込まれるケース多々
WTC爆破事件、9.11同時多発事件、パリ島爆弾テロ事件、イラク邦人人質殺害事件、アルジェリア人質事件等々
- 2 有識者懇報告書(H25/4/26)
 - ・情報の収集・集約・共有、情報交換
 - ・通信・避難手段の確保
 - ・在外公館警備
 - ＊海外緊急展開チーム編成派遣初動対処等
 - ＊自衛隊法の改正(輸送手段車両追加、輸送対象者拡大、武器使用の場所・防護対象の拡大等)

[ギャラリーページへ](#)

(7) テロ対処部隊など

テロ対処は未然防止に努めるべきであるが、万が一テロが発生した場合にテロの実行犯などを鎮圧・逮捕すると共に被害者の救出・応急処置により被害の局限を図ることが必要である。

警察や消防においてはテロ対策に積極的に取り組み、VGのような部隊などを創設している。自衛隊の各部隊はテロ対処専門部隊ではないが、必要に応じその能力は活用されるだろう。詳細は省略する。

テロ対処部隊等



1 鎮圧等

・警察

SAT、銃器対策部隊、NBCテロ対応部隊
国際テロリズム緊急展開班、官邸警備隊

・防衛省

陸海空自衛隊(特殊作戦群、特別警備隊、
その他の部隊)
防衛省サイバー防衛隊

・海保 特別警備隊(SST)

2 救出・応急等

- ・消防 (スーパー、ハイパー)レスキュー部隊の編成等
- ・医療関係機関の救急態勢

[ギャラリーページへ](#)

(8) 国際テロ対策

テロ対策においては、国内における対策と国際的なテロ対策への協力は車の両輪でもある。我が国は国際テロ対策に積極的に貢献している。

日本が主催する、アフリカの開発をテーマとする国際会議であるアフリカ開発会議

(TICAD) において、6月2日、安倍晋三首相は演説し、サハラ砂漠南部の安定に向け、

5年間で1000億円の開発支援を表明した。

日本人10人が犠牲となったアルジェリア人質事件を踏まえたもので、砂漠南部地域で

テロや治安対策部門の人材2千人を育成する方針をも明らかにした。

自衛隊もテロ特措法等に基づき所要の協力活動を行った。国際テロ対策の概要はVGのとおりである。

国際テロ対策



1 国際テロ協力等

- ①テロとの戦いに対する政治的意思
- ②テロ対策に関する国際基準の作成
- ③テロ特措法、補給支援特措法による協力
- ④各国との情報交換の強化

2 途上国のテロ対処能力の向上支援

3 テロを助長する要因への対策

[ギャラリーページへ](#)

自衛隊の活動



テロリズムの防止・根絶の一翼を担う為

①旧テロ特措法(2001/11/2～2007/11/1)

インド洋上で、海上阻止活動に参加する各国艦船に海自による燃料・水の補給

②補給支援特措法(2008/1/11～2010/1/16)

旧テロ特措法の失効に伴い中断したが、2008年特措法を制定して補給支援活動を再開

鳩山政権非延長決定期限切れ自衛隊撤収

③大量破壊兵器の不拡散のための国際的取組(PSI)への参加(阻止訓練参加等)

[ギャラリーページへ](#)

テロとの戦いにおける自衛隊の補給 支援活動



我が国の人的貢献は復興支援以外は補給支援活動のみ。各国から高い評価。
自衛隊が補給した他国艦船が海賊被害の日本船を救援した事例あり。



ギャラリーページへ

6 日本が直面するテロの脅威は

5 項において、日本のテロ対策の現状を見てきた。随分と進歩したものだと感じるが、それでも十分だと言えるだろうか？

我が国が直面するテロの脅威を端的に挙げれば VG の通りではなかろうか？

日本の安全を特に脅かすのは北朝鮮や中国であろう。「日本列島に住めなくしろ」との故金正日の発言は看過できないし、情報収集や破壊工作からゲリラ戦まで各種活動に従事する北朝鮮の特殊部隊は、10 万とも 18 万とも言われる勢力を有しており、我が国にとって脅威である。

また同国はサイバー戦についても積極的に取り組んでおり、注意を要する。中国のサイバー部隊は網軍（ネット軍）と言われ、勢力は 13 万人とも言われ、日本や欧米に対するサイバー戦を仕かけている。

日本が直面するテロの脅威は



- 1・北朝鮮が対日原発テロを計画していた。
“日本列島に住めなくしろ”(元軍幹部の証言H2/5/29報道)
- 2 サイバーテロ(中国や北朝鮮等)
重要インフラ、安全保障関連施設や企業等
“マウス一回クリックで・朝飯前”(パネッタ前長官の発言)
・中国の網軍(ネット軍)=13万人とも
- 3 アルカイダ系による無差別テロにも注意
- 4 グローバル化
- 5 テロ=対岸の火事視、テロは外からのみ??

[ギャラリーページへ](#)

7 我が国のテロ対策の課題と解決方向

(1) 全般

6 項までで、我が国のテロ対策の概要を確認したが、9.11以降対策もかなり進んだと思われるが、それでも万全ではない。いくつかの課題があり、それらの現状と解決方向を提示したい。VGに示す10項目について述べる。

我が国のテロ対策の課題



- 1 テロに関する法制整備
- 2 国家中央組織
- 3 緊急事態基本法の制定
- 4 情報の収集・集約・分析・共有等
- 5 現地における対処の指揮統制
- 6 対策の実効性
- 7 国民の役割は 啓発、危機管理対応等
- 8 民力の活用(技術力、社会力)
- 9 実際の官民合同訓練の実施
- 10 人材の育成及び危機管理文化

[ギャラリーページへ](#)

(2) テロに係る法制度

行動計画において、基本方針等に関する法制について検討することとなっているが、その具体化がなされていない。すなわち、対テロ国家戦略とテロ対策基本法がなく、罰則なども個々の法律で規定されているのみであってテロに関する包括的な法制を整備する必要がある。

1 テロに関する法制度の整備



①現状

対テロ国家戦略とテロ対策基本法の欠如
包括的なテロ対策法の欠如

②問題点

国家意思が不明確
個別法で対処

③対策

国家戦略と基本法をはじめとする法制度の整備

[ギャラリーページへ](#)

(3) 国家中央組織

国家中央組織における危機管理体制の強化も急務である。日本版 NSC の設立に向けて体制が強化されつつある。安倍首相は年内発足に向けて、準備を加速するよう指示し、担当の安保担当審議官に自衛隊制服組の長島純空将補を充てる人事を固めた。

また、NSC と連携する「内閣情報局」を新設するとも報道されている。いずれにしろテロ対策における国家中央組織が一新されるのは喜ばしいことである。

2 国家中央組織



①初動における内閣の対応等

- ・重大テロ等発生時の政府の初動措置決定(H10)
- ・大規模テロ等の恐れがある場合の政府の対処
についての決定(H13)

②問題点は？

迅速且つ明確な意思決定と強力な司令塔？

③解決策は

日本版NSCと総理の権限強化

[ギャラリーページへ](#)

(4) 緊急事態基本法

我が国の事態対処法制は、事態が発生し、あるいは条約が締結されるなどの、必要が生じた際に個別に制定されてきた。それはそれで必要なことであつたとは思うが、事態と事態の狭間、グレーゾーンに対しては有効に機能し得ないことがあり、新たな特措法を制定しなければならないという事態をも起こり得る。これでは迅速な対応を期し得ない。

さらには、ある事態から別な事態への進展が余りにも急で対応し得ないということも十分に考えられる。このような事態を回避するためには、緊急事態基本法を制定する必要がある。

3 緊急事態基本法とテロ



①現状

事態発生のもと特措法等の制定

②問題点

迅速な事態推移や想定外への対応困難

グレーゾーンへの対応困難

③解決策

包括的な規定(緊急事態基本法)

迅速性、強力な司令塔の明確化

[ギャラリーページへ](#)

(5) テロに係る情報の収集・集約・分析および共有

テロの未然防止のためには、情報の収集・集約・分析が極めて重要である。各省庁、民間企業等が個別に収集している情報を集約して分析をする必要がある。一見するとバラバラに見える情報も集約して別な視点から分析すると玉石となる。

各機関などが収集した情報、特に緊要な情報が本当に集約されるか否かが問題だ。真に重要な情報は提供されない恐れがある。それを打破するには強力なシステムの構築と提供された情報の秘密保全を確実にするための措置も必要だ。

解決方向としては、国家安全保障に係る情報を統括し得る中央機関の創設であろう。そういう意味において、日本版 NSC に合わせて内閣情報局を新設し、「内閣情報監」を任命するとの報道もあり、そうであれば、大前進である。

4 テロにかかる情報の収集・集約等



①現状

各省庁等毎に収集等
内閣官房に報告

②問題点

全ての情報が集約されていない危惧
必要な情報の共有？

③解決策

全ての情報を統括しうる機関の設立
迅速性、強力な司令塔の明確化

[ギャラリーページへ](#)

(6) 現地における対処の統・調整

緊急事態においては、現場における初動対処が事後の対処の死命を左右すると言っても過言ではない。現場力向上のための資器材等の準備のほか、関係機関相互における協力の在り方を検討して、その相乗効果が発揮できるようにする必要がある。

福島第一原発事故における警察、消防および自衛隊による放水作戦においては、一時的に自衛隊が指揮したが、このような現地における関係機関相互の関係を適切に律することが重要だ。

また、地下鉄サリン事件においては救急隊員など 135 人が、警察官等も相当数 2 次被害を被ったとされており、初動対処に任ずる隊員などの安全確保も重要であり、その措置があつてこそ十全の初動対処が可能となる。

5 現地における対処の統・調整等



①現状

テロ対処現地機関連携モデル

(現地における関係機関の調整システム設定)

国民保護法では「現地調整所」

②問題点

組織性、統一性の欠如？

(調整は機能するか？ 俗人的問題は？)

③解決策

インシデント・コマンド・システム(ICS)の確立(*)

[ギャラリーページへ](#)

参考



○インシデント・コマンド・システム(ICS)

・米国で開発された「現場指揮システム」

・米国のあらゆる緊急事態に使用されるべき

最も基本的な指揮・命令管理システム

・組織編成要領

・唯一の指揮所(単一指揮と合同指揮)と幕僚部

・統一化された現場作業計画、ルール

・用語の統一

＊日本の組織文化等に合致するシステムを

[ギャラリーページへ](#)

(7) 対策の実効性は？

いろいろな対策処置がなされており、一見盤石に見えないこともないが、その実態たる

やお寒い限りであると言えよう。特に、1人で10人の兵隊に匹敵されると言われる北朝鮮の特殊部隊による攻撃や破壊活動などに対しては脆弱そのものである。

政経中枢や重要インフラ等の防護・警護は、自衛隊の本来の任務ではないとしても、特殊部隊等に対処するには、それなりの実力を持つ部隊でなければならないのは自明であり、自衛隊の積極的な活用を考えるべきだろう。

6 対策の実効性は？



①現状

各種対策の規定・明示化

協議機関の設立等

②問題点

実効性は？(その評価は？)

小生の懸念事項＝重要施設の防護＊

③解決策

実効性を具体的に評価するシステム

対策事項の重要分野の強化

[ギャラリーページへ](#)

重要施設の防護の防護



- 1 重要な施設とは何か
政経中枢、多大な影響を及ぼす原発等の施設
緊要なライフライン施設、安全保障上の重要施設等 膨大な数
- 2 脅威は？
工作員・ゲリラ、サイバー、内部脅威etc
- 3 誰が守るか
施設管理者、警察等(監視、直接配備、増援)
自衛隊は警護出動時: 自衛隊施設や米軍基地
- 4 十分と云えるか甚だ疑問！！

[ギャラリーページへ](#)

重要施設防護: 自衛隊と警察の役割分担



- 現状
 - ・ 自衛隊は警護出動時に自衛隊や米軍施設等の警備(本出動は国会承認要せず)
 - ・ 原発、政経中枢等は第一義的に警察(や海保)
警察力だけで対応できない場合
治安出動により警備を実施可能
 - ・ 緊急時への対応や警備隊力や装備上の対応力に難
- 警護出動の対象拡大(自衛隊法改正の要あり)

[ギャラリーページへ](#)

(8) 国民の役割について

テロ対策基本法が制定されれば、国民の役割なども明示されるかもしれないが、現状で

は、国民の役割や期待する事項が明示されてはいない。

少なくとも国民としては、下の VG に示す「3」のようなことを実施すべきだろう。自助や共助から発展してより積極的な役割を果たす事が出来れば、テロに強い社会足り得よう。

7 国民の役割



①現状

明示されていない

②問題点

国民の協力なしに実効性は担保されないのでは

③解決策

自助(自らの命は自ら守る)

共助(地域は地域で守る、自主対応組織は?)

地域社会の再生(テロを許さない社会の創造)

自主防災組織はあるが、自警団的なものの可否は?

[ギャラリーページへ](#)

(9) 民間力の積極的活用

日本の商社のネットワークは世界中に張り巡らされ、日本最大の情報機関でもあろう。その情報を活用する方策を考える必要がある。また、日本の工業力を生かしたテロ対処機材などの開発も必要である。日本としてのテロ対処総力戦体制を築くことが必要だ。

8 民力の活用



①現状

民間の力の活用は一部？(企業秘密の壁)

②問題点

国家総力戦体制を

③解決策

民の技術力を更に活用する方策を
社会の底力(地域の絆)

[ギャラリーページへ](#)

(10) 訓練について

自衛隊と警察、警察と海保の共同訓練は、まさにその緒についた段階であり、さらに実効性ある訓練へと進化させる必要があろう。また、国民や行政機関等の協同訓練は国民保護訓練として実施されているが、その内容と質をバージョンアップさせねばならない。

さらに言えば、政治家等に対する国家危機管理時の対応に関する所要の訓練を行う必要もあるのではないだろうか？

9 訓練



①現状

自衛隊と警察、警察と海保の共同訓練

(H24/6、H25/5 治安出動下令下、原発敷地等)

国民保護訓練の実施(法制定以降政府訓練 &
延べ85都道府県で実施)

②問題点

訓練の質と量に難(国民の参加、内容、想定等)

③解決策

実際の、

訓練の質と量の拡大

[ギャラリーページへ](#)

(11) 人材の育成および危機管理文化の啓発

日本における危機管理意識は近年逐次に高まっているが、まだまだ不十分である。真のプロを育てる必要がある。危機管理は腰掛け的にやるようなものではないはずだ。

危機管理を国家や社会、企業の重要なセクションと位置づけて、相応の態勢を取る必要があろう。また、国民の啓発もさらに力を注がねばならない。

人材の育成及び危機管理文化



人材の育成

①現状

テロ対策のプロ僅少

(真のプロが育っていないのではないか?)

ホワイトハッカー

経産省:正義のハッカー養成計画(2013/8/30報道)

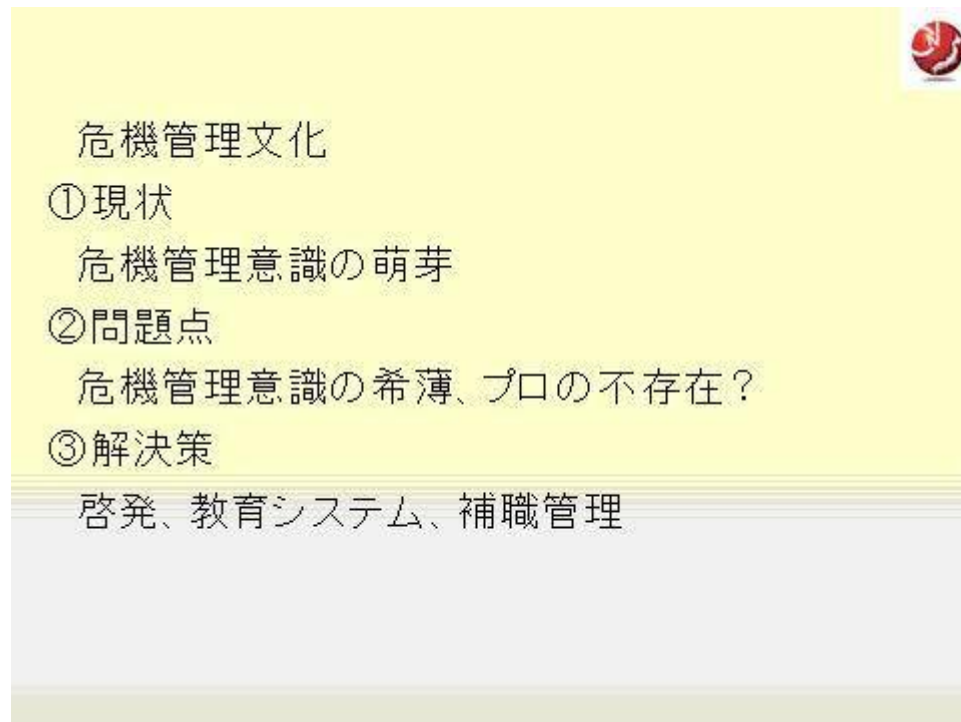
②問題点

テロ対策の遅れ

③解決策

人材育成プログラム(国家レベルの)、補職管理
(日進月歩、予測不可能なテロには相応の知見が必要、付焼刃では対応できないと思う。)

[ギャラリーページへ](#)



[ギャラリーページへ](#)

8 終りに

現代において、テロは特別なものではなく、我々の日常に潜んでいるものと認識する必要がある。何時どこで、どのようなテロに見舞われるか予測はできない。そのような脅威を常に意識することが重要である。国民一人ひとりがテロは絶対に許さないという強い意識を持つことが、最大の抑止力ではなかろうか。

日本のテロ対策は、9.11以降格段に充実したが、それでも万全ではない。

テロを単なる犯罪と認識するのか、我が国に対する戦争と認識するかによって対応は当然異なる筈だし、戦争行為と理解して対応策を決定し処置すべきである。

また、各施策の実効性を高めることが必要であり、国家としての危機管理体制をさらに充実させねばならない。最近の政府の動きを歓迎したい。